

関西教育行政学会

会 報

第 7 号

The Kansai Society for Educational Administration

〒 606-8501

京都市左京区吉田本町

京都大学大学院教育学研究科内

関西教育行政学会事務局

TEL & FAX: (075)753-3080

Mail: kansaisea@gmail.com

HP: <http://ksea.jp/>

■□■□■□■□■□■ 8 月例会のご案内 ■□■□■□■□■□■

【日時】 令和 4 年 8 月 20 日（土）午後 2 時から 5 時

【場所】 ハイブリッド開催（Zoom・対面：京都大学）
（対面会場のご案内は、お申し込みの方にのみご連絡いたします）

【報告】 「福島県における県立高等学校統廃合計画に関する研究」
植田 啓嗣 会員（福島大学）

「教育政策におけるエビデンスとデモクラシー」
桐村 豪文 会員（弘前大学）

「不確実性の観点を視座とした防災教育の有効性と
防災教育を柱とした行政側や NPO 等による地域へのガバナンスの在り方について
—カリフォルニア州太平洋沿岸地域の事例から—」
高田 満彦 会員（龍谷大学）

「教育による社会の統合と分断
—アメリカのホームスクーリングの動向を踏まえて」
中島 千恵 会員（京都文教大学）

【参加方法】 本例会では、オンライン会議システム「Zoom」を使用いたします。以下の URL
よりご参加ください。

ミーティング ID:

パスワード:

※下記 URL より Zoom の使用方法に関する資料をご参照いただけます。

■□■□■□■□■□■ 事務局より ■□■□■□■□■□■

【6 月例会の動画公開について】

6 月例会の様子を収録した動画を YouTube に公開いたしました。下記の URL より視聴いただけます。

なお、動画の公開は 7 月末までとさせていただきます。8 月以降に動画の視聴を希望される場

合は、事務局までお申し出ください。視聴方法をご連絡いたします。

【例会報告のお願い】

例会報告について、会員の皆さまのご協力をお願いいたします。
ご希望の方は、例会担当の宮村理事、開沼理事もしくは事務局までご連絡をお願いします。

【8月例会の対面参加申し込みについて】

8月例会の対面での会場は京都大学となります。
会場設営の都合上、対面での参加を希望される方は7月16日（土）までに事務局にご連絡ください。

【研究助成事業】

本学会の若手研究者を対象とする研究助成事業の募集を行っております。応募期間は、**2022年7月15日（金）**（必着）までとなっております。助成対象者には、別途メールにて案内を送付しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【次回会報の発行時期について】

すでに会報にてご連絡の通り、今号以降は偶数末月のみの発行となります。
次回第8号は、8月末にお送りいたします。

【会費納入のお願い】

2022年度学会費の納入をお願いいたします。一般会員は7,000円、学生会員は3,500円です。
なお、名誉会員につきましては会費の納入は不要です。
会費の納入状況につきましては、遠慮なく事務局までお問い合わせください。

郵便振替口座番号：01000-8-34227 加入者名：関西教育行政学会

他の金融機関から当学会郵便振替口座へお振込みをしていただく際は、以下の振込用の店名・預金種目・口座番号・受取人名をご指定ください。

銀行名	ゆうちょ銀行
金融機関コード	9900
店番	109
店名（カナ）	一〇九店（イチゼロキュウ店）
預金種目	当座
口座番号	0034227
カナ氏名 （受取人名）	カンサイキョウイクギョウセイガツカイ （全て大文字）

【事務局からのお願い】

所属、住所、メールアドレス等が変更になりましたら、お手数ですが事務局までご一報ください。

【事務局の連絡先】

住所：〒606-8501
京都市左京区吉田本町
京都大学大学院教育学研究科内
電話：075-753-3080
Mail：kansaisea@gmail.com

【例会報告概要】

6月例会	6月18日（オンライン（Zoom）開催） 【司会】西川潤（京都光華女子大学）
【報告】三宅 浩子 会員（神奈川県立横浜清陵高等学校） 公立高等学校における日本語学習を要する生徒への支援体制の構築	
<p>いわゆる“外国につながる生徒”が増加している。「内閣府の外国人材の受け入れ・共生のための関係閣僚会議」においても“公立高校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮（特別枠の設定等）”が提起された(2019年6月15日)。神奈川県では、“外国につながる生徒”に対応するため「在県外国人等特別募集（以下、在県枠）」と呼ばれる入学時のクォータ制が、1995年から行われている。“外国につながる生徒”が在籍する高校では、さまざまな言語面／言語以外の面の校内支援体制を構築してきた。しかしながら「在県枠」＝「日本語指導が必要な生徒のための補償的措置」という教員の予見と不整合な事例も存在する。クォータ制としての「在県枠」は、当然に生徒が日本語教育を受けるべきであると主張しうるものか。そもそも「在県枠」とは、語学上の困難への補償的措置であるのか。本発表では彼／彼女らを“外国につながる生徒”と呼称することで、言語以外の困難への対応が可能である一方、言語面への支援の必要性ならびに、適切な言語的支援の把握が焦点化されがたいという課題を指摘し、彼らを”日本語学習が必要な生徒”と捉えなおすことを提起した。さらに今後の課題として、日本語学習の必要性の判断根拠の検証、ならびに「日本語学習」の機会提供等のためのネットワーク形成・促進が必要であることを主張した。</p>	